

## 第22期第24回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年11月24日（金） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

(1) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

資料1

(2) 特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

資料2

(3) ぼら囲いさし網漁業の許可方針について（協議）

資料3

(4) 潜水器漁業の新規許可について（協議）

資料4

(5) その他

### 4 追加議題

(1) 雑魚かご漁業の新規許可について（協議）

追加資料1

5水第1297号

令和5年11月20日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

令和2年12月1日に漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）が改正され、本県では法第14条第1項の規定に基づき福岡県資源管理方針を策定しました。

特定水産資源の具体的な資源管理方針については、魚種ごとに別紙としてまとめており、現行の福岡県資源管理方針では、まあじ、まいわし、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、まさば及びごまさばの6魚種（6区分）について定めております。

令和6年1月1日よりかたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群についても改正後の漁業法に基づく資源管理が始まることを受け、福岡県資源管理方針を改正し、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する資源管理方針を定めたいので、法第14条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和5年11月24日  
福岡県筑前海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・令和2年12月1日に漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）が改正され、農林水産大臣は、改正後の漁業法に基づいた資源管理の方針を示した資源管理基本方針を定め、今後、この資源管理基本方針に基づき、資源管理が推進されることとなった。
- ・本県においては、同法第14条第1項の規定に基づき、本県の資源管理を行うための方針を示した「福岡県資源管理方針」を令和2年12月1日付けで策定した。
- ・今般、特定水産資源である「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の改正後の漁業法に基づいた資源管理が、令和6年1月1日より始まるため、農林水産大臣が定める資源管理基本方針が改定される。（令和5年12月上旬改定予定）
- ・これを受け、福岡県資源管理方針の一部を改正することについて、法第14条第4項の規定\*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第14条第4項：都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとする（変更しようとする）ときは関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

【福岡県資源管理方針の改正内容について】

- ・特定水産資源については魚種別に具体的な資源管理方針を定めており、既に改正後の漁業法に基づく管理が始まっている特定水産資源については、別紙1-1から1-6までに、その具体的な資源管理方針を定めている。
- ・今般、「かたくちいわし対馬暖流系群」および「うるめいわし対馬暖流系群」についても、別紙1-7、1-8にてその具体的な管理方針を定めることとしたい。

【別紙】

- ・資料1-3 福岡県資源管理方針改正案
- ・資料1-4 資源管理基本方針告示案
- ・資料1-5 参考資料

福岡県資源管理方針

[制定 令和 2 年 1 2 月 1 日]  
最終改正 令和 5 年〇〇月〇〇日

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成 30 年の生産量で 7.0 万トン、生産額は 295 億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約 4 千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項



## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-8 うるめいわし対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 まだい日本海西部・東シナ海系群」から「別紙2-13 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まあじ知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超越おそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超越するときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日



(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県かたくちいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県かたくちいわし知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県うるめいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>漁業の種類</u>	<u>漁獲努力量（単位：隻日）</u>
<u>中型まき網漁業</u>	<u>664 隻日</u>

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

改正案	現行方針
<p>福岡県資源管理方針 第1～第7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-8 うるめいわし対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 まだい日本海西部・東シナ海系群」から「別紙2-13 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）～（別紙1-6）（略）</p> <p>（別紙1-7）</p> <p>第1 特定水産資源 かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県かたくちいわし知事管理区分 ① 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。 ① 水域 ②の対象とする漁業が、かたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域 ② 対象とする漁業</p>	<p>福岡県資源管理方針 第1～第7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 まだい日本海西部・東シナ海系群」から「別紙2-13 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）～（別紙1-6）（略）</p> <p>（新設）</p>

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県かたくちいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙 1－8）

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県うるめいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 漁獲可能量による管理の段階的導入(ステップアップ)の考え方</u></p> <p><u>新たに特定水産資源に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、漁獲可能量による資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等当該資源の漁業実態等が十分に把握されていない場合がある。</u></p> <p><u>このような資源については、漁獲可能量による管理に係る全ての取組(漁獲量の報告、漁獲可能量の配分、採捕の停止等の命令等)を同時に導入するのではなく、取組を段階的に導入・実施し、漁獲量等の報告体制の整備や、管理における課題の把握・解決等を図っていくことが、当該資源の特性やその漁業実態等に適合した漁獲可能量による管理を可能とし、その円滑な実施を実現するために適切かつ効果的である。</u></p> <p><u>このため、上記のような資源について漁獲可能量による管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、以下のとおり、管理の内容をステップ1からステップ3までへと段階的に順次実施する管理(以下「ステップアップ管理」という。)をすることができるものとする</u></p>	<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

。なお、ステップアップ管理を行う特定水産資源（以下「ステップアップ管理対象資源」という。）は、別紙2において示すこととする。

① ステップ1

ステップ1は、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階とする。なお、状況等によってはステップ1の段階は省略することができることとする。

ステップ1における取組の具体的な内容は以下のとおりとし、資源管理の目標や漁獲可能量を設定する一方、都道府県及び大臣管理区分に対する漁獲可能量の具体的な配分数量の設定や法第33条に基づく採捕の停止等の命令（以下「採捕停止命令等」という。）は行わないものの、ステップ1の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとする。また、ステップ1の期間は1年間を想定し、その後、ステップ2に移行する。

ア 漁獲可能量による管理

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量については、具体的な配分数量は設定せず、同項第1号の漁獲可能量の内数として設定することとする。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

イ 漁獲可能量による管理以外の手法

漁獲可能量による管理以外の管理手法による自主的な管理を引き続き実施するとともに、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証する。



## ウ 資源調査及び資源評価

収集された漁獲量等のデータは資源評価の改善に活用することとする。

### ② ステップ2

ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

ステップ2において採捕停止命令等を行わないこととするものの、上記の目安となる数量を踏まえ、ステップ2の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うとともに、ステップ3以降の取組に向けて採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

ステップ2の期間は2年間を想定し、この期間において、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指す。

### ③ ステップ2からステップ3への移行

ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとする。このため、ステップ3の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の

特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、本則第8の1(1)に定める資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。

④ ステップ3

ステップ3は、資源管理に関する基本的な考え方及び③の検討会を経た上で最終的に定められた新たな資源管理の目標、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分や採捕停止命令等を行うことができる段階とする。ただし、農林水産大臣は、本則第9の規定にかかわらず、ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更することとする。

当該資源管理基本方針の検討及び必要な変更をもって、ステップアップの考え方による管理は終了し、以降はステップアップ管理対象資源でない特定水産資源として管理を行う。

第2～第12 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1・2 (略)

第2～第12 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①・② (略)

③ 漁獲割当割合の有効期間

二管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。ただし、当該期間に令和3管理年度が含まれる場合は、当該管理年度の期間を除く2年間とする。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ・エ (略)

(削る)

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①・② (略)

③ 漁獲割当割合の有効期間

二つの管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ・エ (略)

オ 漁獲割当割合の設定基準に従って令和6管理年度以降の漁獲割当割合を設定する際に、漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理が行われた令和3管理年度の漁獲

⑤～⑨ (略)

4・5 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-4) さんま

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

第7～9 (略)

(別紙2-5) まあじ

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右する

量をどのように取り扱うかについて、当該管理年度終了後速やかに検討を行い、令和4管理年度中に結論を得る

⑤～⑨ (略)

4・5 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-4) さんま

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

第7～9 (略)

(別紙2-5) まあじ

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右する

のは東シナ海からの加入群の多寡によとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和6管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和5管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1・2 (略)

第4・第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-6) まいわし太平洋系群

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

のは東シナ海からの加入群の多寡によとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和5管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和4管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1・2 (略)

第4・第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-6) まいわし太平洋系群

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和5年(2023年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 令和6年(2024年)及び令和7年(2025年)は、令和5年(2023年)の資源評価の結果、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.3を乗じた値とする。ただし、毎年資源評価の結果、当該期間及び令和8年(2024年)のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。

(3) 令和8年(2026年)から令和13年(2031年)までは、以下のとおりとする。

①～③ (略)

3 (略)

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

令和2年(2020年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(新設)

(2) 令和6年(2024年)から令和13年(2031年)までは、以下のとおりとする。

①～③ (略)

3 (略)

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)  
第7～9 (略)

(別紙2-7) まいわし対馬暖流系群

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～4 (略)  
第7～9 (略)

2～5 (略)  
第7～9 (略)

(別紙2-7) まいわし対馬暖流系群

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～4 (略)  
第7～9 (略)

別紙 2 | 38 の次に、次の別紙を加える。



(別紙2-39 かたくちいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源) )

## 第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 かたくちいわし対馬暖流系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第7までにおいて同じ。

## 第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで (ステップ1)

## 第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 68千トン (0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 32千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

## 第4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたかたくちいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

## 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

### 1 かたくちいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の3(2)のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 都道府県知事は、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

(別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源) )

第1 特定水産資源の名称

うるめいわし対馬暖流系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで (ステップ1)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 54千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 18千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 2千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたうるめいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。



- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

### 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

### 1 うるめいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

#### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

##### ① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第 5 の 11 の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度 7 分44 秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

第1の3(2)のステップ2の取組が開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙2―39及び別紙2―40の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

### (準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙2―39及び別紙2―40の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

**【変更事項1】漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について****1 漁獲可能量による管理の現状**

漁業法（昭和24年法律第267号）では、資源管理は漁獲可能量（TAC）による管理が基本とされており、現在、TAC魚種の拡大を推進しているところ。

**2 変更の趣旨**

- (1) 新たにTAC魚種に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、TACによる資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分に確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等当該資源の漁業実態等が十分に把握されていない場合がある。このような資源については、TAC管理に係る全ての取組（漁獲量の報告、漁獲可能量の配分、採捕の停止等の命令等）を同時に導入するのではなく、段階的に導入・実施していくことが、TAC管理の円滑な実施を実現するために適切かつ効果的である。
- (2) このため、上記のような資源についてTAC管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、管理の内容を順次実施する管理（以下「ステップアップ管理」という。）をすることができるものとする。なお、ステップアップ管理を行う特定水産資源（以下「ステップアップ管理対象資源」という。）は資源管理基本方針の別紙2において示すこととする。

**3 変更事項の内容**

本則第1の2（4）の「漁獲可能量による管理」の次に、同第1の2（5）として、以下を内容とする「漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方」を新たに規定する。

**(1) ステップ1**

漁業法第30条に基づく漁業者による漁獲量等の報告並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集を行う体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階とする。状況等によってはステップ1の段階は省略することができることとする。

ステップ1では、資源管理の目標や漁獲可能量を設定する一方、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令（以下「採捕停止命令等」という。）は行わないものの、ステップ1の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとする。また、漁業法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量については具体的な配分数量の設定は行わず、漁獲可能量の内数として設定することとする。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量



として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

その他、漁業者による自主的な管理は引き続き実施し、その効果は利用可能な科学的知見を基に検証するとともに、収集された漁獲量等のデータは資源評価の改善に活用することとする。

ステップ1の期間は1年間を想定し、その後、ステップ2に移行する。

## (2) ステップ2

ステップ1の取組を継続しつつ、TACによる管理については、漁業法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

ステップ2において採捕停止命令等を行わないこととするものの、上記の目安となる数量を踏まえ、ステップ2の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うとともに、ステップ3以降の取組に向けて、採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

ステップ2の期間は2年間を想定し、この期間において、漁業者による漁業法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指す。

## (3) ステップ2からステップ3への移行

ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始する。このため、ステップ3の開始に先立って資源管理の方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を開催し、ステップ1及びステップ2における取組結果や、TAC管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設ける。

## (4) ステップ3

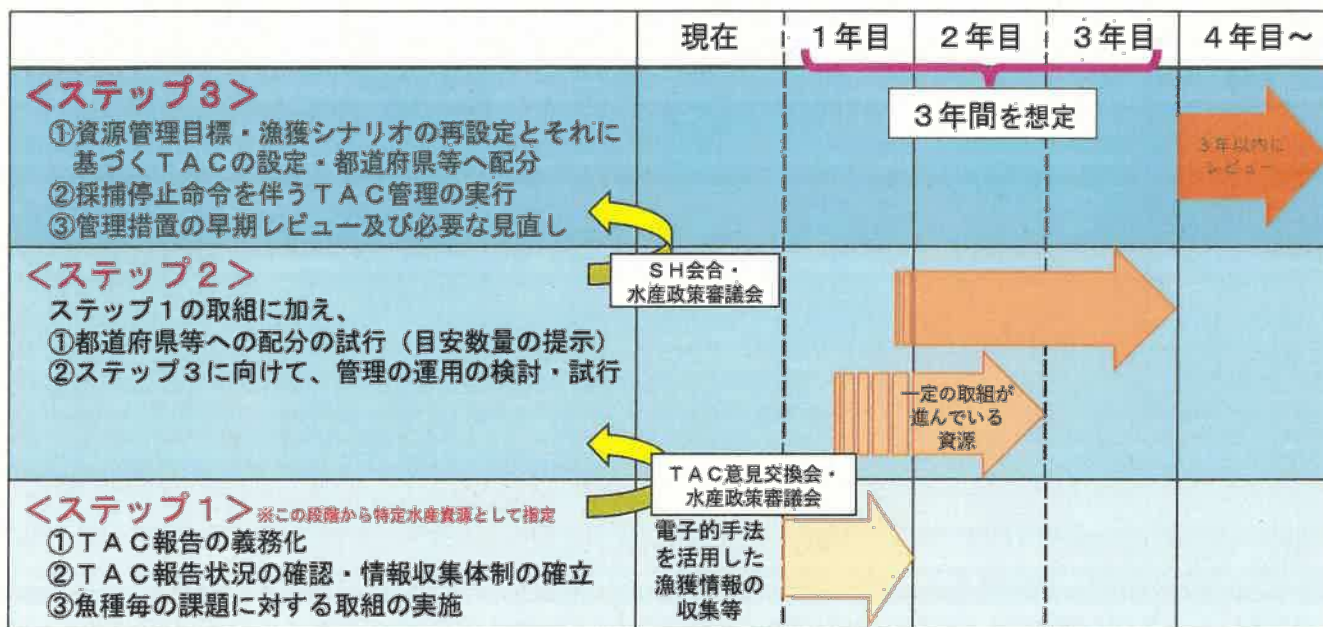
資源管理に関する基本的な考え方及び(3)の検討会を経た上で最終的に定められた新たな資源管理の目標、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分を行うとともに、採捕停止命令等を行うことができる段

階とする。ただし、ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の実施状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは変更する。

当該資源管理基本方針の検討及び必要な変更をもって、ステップアップの考え方による管理は終了し、以降はステップアップ管理対象資源でない特定水産資源として管理を行う。

### TAC管理のステップアップの考え方

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で3年間を想定）



### ステップアップ管理の具体的内容

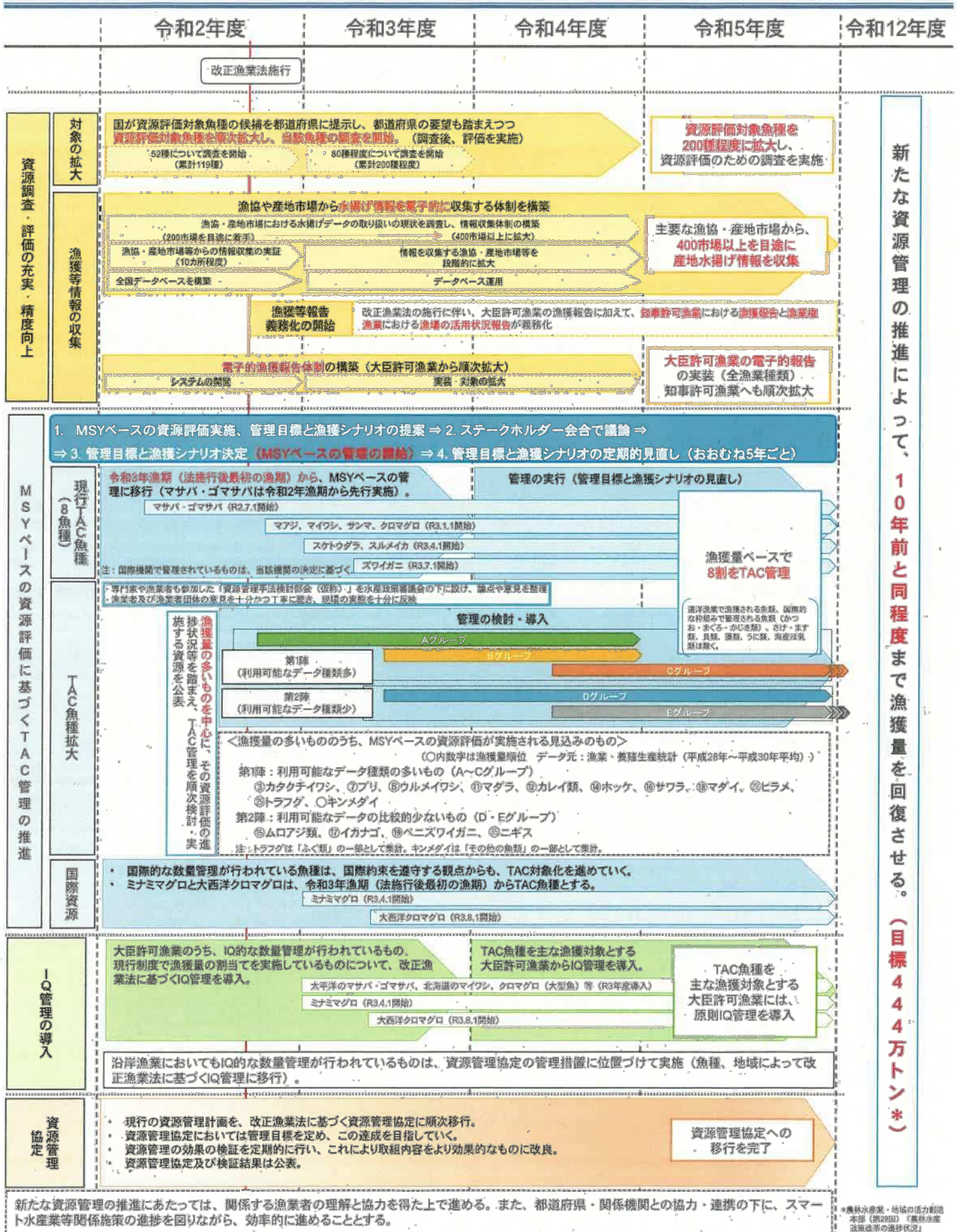
	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	・ 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）		・ これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	・ 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		・ 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	・ 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定		・ 左に同じ
TACの配分	・ 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ・ ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	・ 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	・ 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする（※1）	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※1）	・ ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	・ 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		・ 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	・ 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ・ ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換		・ 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 ・ 必要に応じ運用の改良等を検討

※1 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※2 ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。



# 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン\*）

\*農林水産省・地域の活力創出本部（第28回）「農林水産政策取組の進捗状況」



## TAC魚種拡大に向けたスケジュール

- 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。  
 ①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする） ②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種
- 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理。
- 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。

<漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>

第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（Aグループ、Bグループ、Cグループ） 第2陣：利用可能なデータの比較的小さいもの（Dグループ、Eグループ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量※
改正漁業法施行						(現行TAC魚種) 累計 60.5%
カタクテイウシ	太平洋系群	神戸チャート公表 検討部会 SH会合	公表	検討部会 SH会合	SH会合	比率(累計) 6.1 (66.6%)
	対馬暖流系群	神戸チャート公表 検討部会 SH会合	公表	検討部会 SH会合	SH会合	6.1 (66.6%)
	瀬戸内海系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	4.6 (71.2%)
ブリ			公表 検討部会 SH会合	SH会合	4.6 (71.2%)	
イワシ	対馬暖流系群	神戸チャート公表 検討部会 SH会合	公表	検討部会 SH会合	SH会合	3.2 (74.4%)
	太平洋系群		公表 検討部会 SH会合	SH会合	SH会合	3.2 (74.4%)
マダイ	本州太平洋北部系群	神戸チャート公表 検討部会 SH会合	公表	検討部会 SH会合	SH会合	2.0 (76.4%)
	本州日本海北部系群	神戸チャート公表 検討部会 SH会合	公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	北海道太平洋			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
カレイ類	北海道日本海			公表 検討部会 SH会合	SH会合	1.8 (78.2%)
	ソウハチ	神戸チャート公表 検討部会 SH会合	公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	日本海南西部系群	神戸チャート公表 検討部会 SH会合	公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	ムシガレイ	神戸チャート公表 検討部会 SH会合	公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	日本海南西部系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
	ヤナギムシガレイ			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
	太平洋北部			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
	サメガレイ			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
	太平洋北部			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
	アカガレイ			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
日本海系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合		
ソウハチ			公表 検討部会 SH会合	SH会合		
北海道北部系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合		
マガレイ			公表 検討部会 SH会合	SH会合		
北海道北部系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合		
ホッケ	公表	検討部会 SH会合	SH会合	SH会合	2.0 (79.2%)	
道北系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	0.9 (80.1%)	
ムロアジ類東シナ海			公表 検討部会 SH会合	SH会合	0.7 (80.8%)	
サワラ	瀬戸内海系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	0.7 (80.8%)
	東シナ海系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	0.7 (81.5%)
イカナゴ	瀬戸内海東部			公表 検討部会 SH会合	SH会合	0.7 (81.5%)
マイ	瀬戸内海中・西部系群		公表 検討部会 SH会合	SH会合	SH会合	0.7 (82.2%)
	日本海西部・東シナ海系群		公表 検討部会 SH会合	SH会合	SH会合	
	瀬戸内海東部系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
	瀬戸内海東部系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
ベニズワイガニ	日本海系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	0.6 (82.8%)
マサヒ	瀬戸内海系群		公表 検討部会 SH会合	SH会合	SH会合	0.3 (83.1%)
	太平洋北部系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
	日本海北部・中部系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
	日本海西部・東シナ海系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
フグ類	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	0.2 (83.3%)
	トラフグ伊勢・三河湾系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	
キンメダイ	太平洋系群			公表 検討部会 SH会合	SH会合	0.1 (83.4%)
ニギス	日本海系群		公表 検討部会 SH会合	SH会合	SH会合	0.1 (83.5%)

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表。
- 検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会：SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合があります。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。  
 （遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。）

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）

5水第1297号

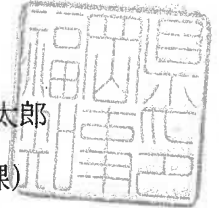
令和5年11月20日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）において、都道府県知事は国から定められた都道府県別漁獲可能量について、都道府県資源管理方針に即して知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

令和6年1月1日より、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まあじ及びまいわし対馬暖流系群の令和6管理年度が始まることを受け、これら4魚種に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 11 月 24 日  
福岡県筑前海区漁業調整委員会資料

特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

### 【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和 6 年 1 月 1 日より令和 6 管理年度が開始される「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第 16 条第 2 項の規定\*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第 16 条第 2 項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

### 【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・福岡県資源管理方針で、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」、「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準を下記のとおりとしている。
  - 都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準
    - かたくちいわし：全量を福岡県かたくちいわし知事管理区分に配分
    - うるめいわし：全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分
    - まあじ：全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分
    - まいわし：全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分
- ・今回、対象魚種の令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量は下表のとおり示されたことから、福岡県資源管理方針に即し、「かたくちいわし」、「うるめいわし」、「まあじ」及び「まいわし」の令和 6 管理年度の知事管理漁獲可能量を下表のとおり設定することとしたい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分 数量	
かたくちいわし 対馬暖流系群	1/1～ 12/31	77,000 トン の内数	<u>福岡県かたくちいわし</u> 知事管理区分	<u>77,000 トン</u> の内数	漁業法第 16 条第 1 項に基づく 知事管理漁獲可能量の設定
うるめいわし 対馬暖流系群	1/1～ 12/31	44,000 トン の内数	<u>福岡県うるめいわし</u> 知事管理区分	<u>44,000 トン</u> の内数	漁業法第 16 条第 1 項に基づく 知事管理漁獲可能量の設定
まあじ	1/1～ 12/31	現行水準	<u>福岡県まあじ知事管理区分</u>	<u>現行水準</u>	漁業法第 16 条第 1 項に基づく 知事管理漁獲可能量の設定
まいわし 対馬暖流系群	1/1～ 12/31	現行水準	<u>福岡県まいわし</u> 知事管理区分	<u>現行水準</u>	漁業法第 16 条第 1 項に基づく 知事管理漁獲可能量の設定

【別紙】

- ・資料 2-3 都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知



5 水管第 2081 号  
 令和 5 年 11 月 9 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.72%	960
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	0.08%	142
かたくちいわし対馬暖流系群	77,000 トンの内数	—	
うるめいわし対馬暖流系群	44,000 トンの内数	—	

(注記) 基本シェアの算定期間(令和 2 年から令和 4 年まで)の平均漁獲実績が 1 トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。

## 資料 3

(22期24回筑前漁調委)

(令和5年11月24日)

### ぼら囲い刺し網漁業許可方針（案）

#### 1 制限措置に関する事項

##### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	54	福岡市
志賀島地区*	なし	福岡市志賀島
宗像地区	なし	宗像市、福津市
北九州地区	6	北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区

\* 福岡市漁協志賀島支所の組合員については、志賀島地区（筑共第9号共同漁業権漁場内を操業区域とする。）として許可申請をする場合、福岡地区の許可隻数には含まれない。

##### (2) 操業区域

筑前海区海面

##### (3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

##### (4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

福岡市港湾空港局の同意のある者（福岡地区に限る）

#### 2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多い場合等、必要に応じて5年より短い期間を検討することとする。

### 3 条件

地 区 名	条 件
福岡地区 (志賀島、箱崎、 伊崎、姪浜)	1 次に掲げる海域以外においては操業してはならない。 福岡市東区大字志賀島夫婦石崎鼻と福岡市西区今津字大原 津船崎とを結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域 2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。 3 <u>11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採            捕してはならない。</u> 4 <u>4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕            してはならない。</u>
志賀島地区	1 筑共第9号共同漁業権漁場以外においては操業してはなら ない。 2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。 3 <u>11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採            捕してはならない。</u> 4 <u>4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕            してはならない。</u>
宗像地区 (福間、津屋崎、 神湊、鐘崎)	1 筑共第12号共同漁業権漁場以外においては操業してはなら ない。 2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。 3 <u>11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採            捕してはならない。</u> 4 <u>4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕            してはならない。</u>
北九州地区 (長浜、平松)	1 筑共第19号共同漁業権漁場以外においては操業してはなら ない。 2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。 3 <u>11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採            捕してはならない。</u> 4 <u>5月1日から10月31日の期間中、混獲されたなまこを採捕            してはならない。</u>
上記以外の地区 (波津、玄界島、 芥屋、岐志新町、 船越、加布里、深 江)	1 許可申請者が権利を有する共同漁業権漁場以外においては操 業してはならない。 2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。 3 <u>11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採            捕してはならない。</u> 4 <u>4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕            してはならない。</u>

\* ( ) 内は現在までの許可受有実績漁業協同組合名  
 ただし、許可申請者が権利を有しない共同漁業権漁場については、当該漁業権者  
 の同意がある場合に限り操業を認める。

### 4 申請書の添付書類等

- (1) 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書
- (2) 福岡市港湾空港局の同意書（福岡地区に限る）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年~~の~~漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（条件の追加）

この許可方針は令和5年11月 日から施行する。ただし、施行の日以前に許可した  
ものにあつては、従前の例によることとし、各地区毎の許可の一斉更新時から適用す  
るものとする。

資料 4

(22期24回筑前漁調委員)

(令和5年11月24日)

潜水器漁業の新規着業について

1. 申請者

北九州市漁業協同組合長浜支所 組合員 1 名

2. 許可枠

潜水器漁業許可方針 1 (1) のうち、北九州地区 (旧長浜) に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	5 隻
現許可数	4 隻
今回申請	1 隻
合計	5 隻

3. 漁業を営む者の資格

潜水器漁業許可方針 1 (4) に定める内容について満たしている。

## 潜水器漁業許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対して行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
北九州地区 (旧脇之浦)	19	北九州市若松区
北九州地区 (旧平松)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧長浜)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧若松 (旧戸畑含む))	2	北九州市若松区
北九州地区 (旧大里)	3	北九州市門司区
北九州地区 (旧旧門司)	2	北九州市門司区
ひびき灘地区 (旧藍島)	34	北九州市小倉北区
ひびき灘地区 (旧岩屋 (組合自営))	2	北九州市若松区
ひびき灘地区 (旧脇田 (組合自営))	2	北九州市若松区
糸島地区 (旧野北 (組合自営))	2	糸島市

#### (2) 操業区域

筑前海区海面

#### (3) 漁業時期

別表のとおり

#### (4) 漁業を営む者の資格

- ・当該地区漁業権管理委員会の同意のある者
- ・潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士免許の資格を有する者

- 2 潜水夫の人数制限（組合経営の場合は適用しない。）  
許可船1隻当たりの潜水夫の人数は最高2名までとする。
- 3 許可の有効期間  
5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。
- 4 条件  
別表のとおり
- 5 申請書の添付書類等
  - (1) 個人経営の場合
    - ① 申請一覧表
    - ② 従事者名簿（様式1）
    - ③ 本人及び従事者全員の住民票
    - ④ 潜水夫の写真2枚（上半身 縦35mm、横25mm）
    - ⑤ 潜水士免許保有の証明（免許証の写し）  
※なお、令和2年11月30日現在において当該許可を受けている者のうち、潜水夫が潜水士免許を有しない場合は、⑤に替えて次の書類の提出でよいこととするが、当該取り扱いはその許可名義人1代限りとする。
      - ・潜水士免許試験受験準備講習会の受講修了証の写し
      - ・潜水作業（縄取り）特別講習会の受講修了証の写し
    - ⑥ 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書
  - (2) 漁業協同組合経営の場合  
上記（1）の他、次に掲げる書類を提出すること
    - ⑦ 漁業協同組合の定款
    - ⑧ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面
- 6 新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する措置  
新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する許可については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。
- 7 資源管理の状況等の報告  
許可を受けた者は、別途示す様式により毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

#### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

#### 附 則

この許可方針は令和3年9月29日から施行する。

（別表の条件のうち、藍島支所、長浜支所の区域拡大、筑共第16, 19, 20号関係漁協・支所の区域表記変更、除外区域の包含）

雑魚かご漁業の新規着業について

1. 申請者

北九州市漁業協同組合長浜支所 組合員 1 名

2. 許可枠

雑魚かご漁業許可方針 1 (1) のうち、関門地区に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	30 隻
現許可数	27 隻
今回申請	1 隻
合計	28 隻

3. 新規着業者の取扱い

雑魚かご漁業許可方針 4 のとおり



## 雑魚かご漁業許可方針(福岡湾以外)

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
関門地区 (筑共第19, 20号の権利を有する漁協)	30	北九州市小倉北区
若松・戸畑地区	24	北九州市若松区、北九州市戸畑区
北九州地区	20	北九州市若松区
宗像地区	1	宗像市
福岡粕屋地区	10	福岡市 糟屋郡新宮町大字相島 糟屋郡新宮町大字新宮

#### (2) 操業区域 筑前海区海面

#### (3) 漁業時期 別表のとおり

### 2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

### 3 条件

以下の事項及び別表のとおりとする。

- (1) 漁具の両端に所属漁業協同組合名及び船名を明記した標識を掲げなければならない。
- (2) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。（関門地区のみ）
- (3) 同時に使用するかごの個数は200個以内とし、かつ総延長は5000m以内とする。
- (4) かごの大きさは90×90×45cm以内とする。
- (5) かごの網目は14節より細目のものを使用してはならない。ただし共同漁業権漁場によって囲まれ、過去において漁業権のあった区域においては18節より細目を使用してはならない。
- (6) かご以外の漁具（筒、うけ等）を使用してはならない。

### 4 新規着業者に対する措置

新規着業者については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

別表 1 雑魚かご漁業の操業期間及び操業区域

地区名	漁業時期	条 件
関門地区	10月1日から翌年9月30日まで	<p>1 次の1)及び2)に掲げる区域以外の海域及び共同漁業権漁場においては操業してはならない。</p> <p>1) 北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先の次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角            基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角            基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿い西へ1,550.28メートルの点            基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畑区新日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識            基点第36号 北九州市小倉北区西港町120番地に設定した標識(日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ260メートルの点)            基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点            基点第38号 北九州市門司区松原1丁目高田川橋左岸欄端から右岸側へ2メートルの点            基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点            基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通4番護岸角            基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角            基点第42号 北九州市門司区旧門司門司崎灯標            (イ)旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒)            (ロ)旧笠瀬灯浮標(世界測地系33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒)            (ハ)基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30メートルの点とを結んだ直線上で基点第36号から1,905メートルの点            (ニ)基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.9秒東経130度54分10.8秒)とを結んだ直線上で、基点第37号から970メートルの点            (ホ)基点第38号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡(世界測地系北緯33度54分39.7秒、東経130度54分39.4秒)とを結んだ直線上で、基点第38号から790メートルの点            (ヘ)基点第39号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.7秒、東経130度55分24.4秒)とを結んだ直線上で、基点第39号から470メートルの点            (ト)基点第40号と下関市巖流島灯台跡(世界測地系北緯33度56分、東経130度55分54.3秒)とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点            (チ)基点第41号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ35メートル(世界測地系北緯33度</p>

地区名	漁業時期	条 件
		<p>56分52.7秒、東経130度56分4.4秒)に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第41号から855メートルの点</p> <p>(リ) 基点第42号から下関市壇ノ浦町火山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>2 北九州市若松区沖 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。ただし、筑共第20号の区域を除く。</p> <p>基点第28号 電源開発株式会社若松火力発電所北側岩壁西端から岩壁沿いに東へ341.7メートルの点</p> <p>基点第30号 白州灯台(北九州市小倉北区)</p> <p>基点第31号 藍島(北九州市小倉北区)南端に設置した標柱</p> <p>(イ) 基点第28号から真方位352度30分 4,150メートルの点(基点第28号から男島(北九州市若松区白島)東端を見通す線と馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(31高地)と火の山(山口県下関市)山頂とを見通す線との交点)</p> <p>(ロ) 基点第30号から真方位249度50分 1,590メートルの点(電源開発株式会社若松火力発電所二連煙突の東側煙突から観音崎(山口県下関市)を見通す線と大山の鼻(山口県下関市)から戸ノ上山(北九州市門司区)山頂を見通す線との交点)</p> <p>(ハ) 基点第30号から真方位210度45分 1,250メートルの点(大山の鼻から戸ノ上山山頂とを見通す線と藍島(北九州市小倉北区)南端から烏帽子山(山口県下関市)山頂とを見通す線との交点)</p> <p>(ニ) 基点第30号から真方位92度25分 1,820メートルの点(基点第31号から烏帽子山山頂とを見通す線と藍島の西端から賢女鼻(山口県下関市蓋井島)とを見通す線との交点)</p> <p>(ホ) 基点第30号から真方位115度10分 6,530メートルの点(和合良島(馬島)25高頂から六連島(山口県下関市)106高頂とを見通す線と片島(馬島)高頂から藍島東北端とを見通す線との交点)</p> <p>(ヘ) 舟瀬灯浮標</p> <p>(ト) 北九州市若松区響町埋立護岸東北角</p>
若松・戸畑地区	12月1日から翌年11月30日まで	<p>次のアからウに掲げる区域以外の海域及び共同漁業権漁場においては操業してはならない。</p> <p>ア 若戸大橋内側の洞海湾奥部。</p> <p>イ 安瀬泊地。</p> <p>ウ 響灘水路。</p>
北九州地区	12月1日から翌年11月30日まで	<p>次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域以外の海域及び共同漁業権漁場においては操業してはならない。</p> <p>基点第27号：烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱</p> <p>基点第28号：電源開発(株)若松火力発電所北側岸壁西端から岸壁沿いに東へ341.7mの地点に設置した標識</p>

地区名	漁業時期	条 件
		基点第 30 号：白洲灯台 イ：基点第 27 号から真方位 347 度、2880m の点 ロ：基点第 30 号から真方位 272 度 30 分、8750m の点 ハ：基点第 30 号から真方位 272 度 30 分、6210m の点 ニ：基点第 27 号から真方位 26 度、9280m の点 ホ：基点第 27 号から真方位 22 度、11020m の点 ヘ：基点第 27 号から真方位 48 度、11950m の点 ト：基点第 30 号から真方位 249 度 30 分、1590m の点 チ：基点第 28 号から真方位 352 度 30 分、4150m の点
宗像地区	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	共同漁業権漁場内においては操業してはならない。
福岡粕屋地区		